

異性装に対するシャリア刑法の適用について

当地報道によりますと、公共の場で女装したブルネイ人男性がシャリア裁判所により有罪判決を受けたとのこと（1,000 ブルネイ・ドルの罰金刑）。男性はイスラム教徒でしたが、この規定は宗教に関係なく、また外国人も処罰の対象となります。こういったことが法律で禁止されていることは、日本人にとっては違和感を覚えるかもしれませんが、当地がイスラム教の国であるという認識を日頃から持って頂き、当地法律・慣習等を尊重する姿勢を維持することにより、無用なトラブルに巻き込まれないように心掛けていただきたいと思います。

（参考）

シャリア刑法は昨年 5 月に施行されたもので、イスラムの教えに忠実になることが目的とされています。

※第 198 条（1）：公共の場で合理的な事由なく女性の服装をした男性又は男性の服装をした女性は違法行為の責を負い、1,000 ドル以下の罰金若しくは 3 か月以下の懲役又はこれを併科する。

（了）